

# 大阪市平野区役所総務課臨時的任用職員（事務職員）採用試験要項

令和8年3月10日  
大阪市平野区役所

## 1 採用予定者数・受験資格・任用期間

### ① 採用予定者数

1名（事務職員）

### ② 受験資格

次のア～ウの要件をすべて満たす方。なお、学歴は問いません。

ア 地方公務員法第16条各号に該当しない者

イ Word、Excel などパソコンソフトの基本的な操作ができる者

ウ 令和8年4月30日時点で満18歳以上の者

なお、臨時的任用職員の採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

### ③ 任用期間

令和8年4月30日（木曜日）から令和8年6月30日（火曜日）まで

## 2 筆記（論文）試験

日時・場所 令和8年3月30日（月曜日） 午前9時30分集合

平野区役所 3階 303会議室

方 法 論文試験 45分

課題に対する基礎知識、文章構成力及び表現力等について行います。

## 3 口述試験

日時・場所 令和8年3月30日（月曜日） 筆記（論文）試験終了後に続けて行います。

平野区役所 3階 304会議室

方 法 主として人物について面接により行います。

## 4 試験の合否

筆記（論文）試験（75点満点）及び口述試験（75点満点）の結果により決定します。

試験結果については令和8年4月1日（水曜日）付で受験者本人あてに通知予定です。なお、結果については、口述試験受験者全員に通知します。

## 5 合格から採用まで

① 筆記試験及び口述試験の成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。

② 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者数が採用予定者数を下回る場合があります。

③ 合格者は、大阪市平野区役所総務課臨時的任用職員（事務職員）採用候補者名簿〔以下「採用候補者名簿」という〕に、筆記試験及び口述試験の合計得点順で登録されます。

④ 採用候補者名簿の登録期間は、令和9年3月31日までです。

- ⑤ 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が採用予定日以降になる場合や採用されない場合もあります。
- ⑥ 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

## 6 受験手続

**受験申込については、持参または郵送にて受け付けます。郵送の場合は必ず書留で申込みください。**

申込方法	<p><b>【受付期間】</b></p> <p>令和8年3月10日（火曜日）から令和8年3月26日（木曜日）まで          [持参の場合：平日午前9時から午後5時30分に受付します。土・日・祝日は受付できません。]          [郵送の場合：令和8年3月26日（木曜日）当日必着]</p> <p><b>【提出先】</b></p> <p>〒547-8580          大阪市平野区背戸口3丁目8番19号（平野区役所5階51番窓口）          大阪市平野区役所総務課（担当：中濱 中原）</p> <p>※「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に下記①～③の書類を入れて送付または直接持参してください。          なお、書留以外の方法で送付された場合の事故については責任を負いません。          また、郵送料金不足の場合は受付を行いません。</p> <p><b>【必要書類】</b></p> <p>次の書類等に不備がある場合は受験できないことがあります。</p> <p>① 大阪市平野区役所総務課臨時的任用職員（事務職員）採用申込書 1通          過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。</p> <p>② 申し立て書 1通          ※採用申込書等は本市所定の様式に限ります。          ※採用申込書等は上記の提出先での受け取り、郵送請求、または大阪市平野区役所ホームページから取得してください。</p> <p>③ 試験結果送付用の定型封筒（長形3号） 1通          必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。</p>
受験案内について	<p>試験の時間等の詳細については、令和8年3月27日（金曜日）午前9時から午後4時の間に電話により通知いたします。</p> <p>なお、令和8年3月27日（金曜日）午後4時を過ぎても電話がない場合は担当までご連絡ください。</p> <p>また、受験票等の送付は行いませんので、試験当日は必ず本人確認書類をご持参ください。</p>

## 7 従事する職務等

職務内容
<p>平野区役所総務課における業務          主に経理に関する業務、電話・窓口での対応に関する事、これらに付随するその他業務。          ただし、これら以外の総務課業務に従事いただく場合もあります。</p>

## 8 勤務条件

勤務場所	平野区役所総務課
勤務日・勤務時間・休憩時間・休日・時間外勤務	<p>① 勤務日 土曜日・日曜日・祝日を除く月曜日から金曜日まで</p> <p>② 勤務時間・休憩時間 午前9時から午後5時30分（休憩時間45分）</p> <p>③ 休日 土曜日・日曜日・祝日</p> <p>④ 時間外勤務 必要に応じて従事していただきます。</p>
年次休暇	3日
特別休暇	<p>忌引休暇、結婚休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合 生理休暇、妊娠障害休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、 育児時間休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、ドナー休暇 等 その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり</p>
給料	<p>月額 227,824円（地域手当含む、令和8年3月現在） ※前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。 ※原則当月17日支給（ただし、支給日が土曜日・日曜日・祝日の場合は前後することがあります）</p>
通勤手当	<p>上限：55,000円（1ヶ月あたり） ※任用開始日（任用切替日）の属する翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から支給</p>
その他手当	住居手当、扶養手当、超過勤務手当
期末勤勉手当・退職手当	本市職員基準により支給します。
社会保険等	<p>健康保険あり、厚生年金あり、雇用保険あり ※ただし、臨時的任用職員として引き続き6か月以上雇用されると見込まれる方は雇用保険の適用外です。</p>
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
その他	上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については採用決定後お知らせします。

## 9 要項・申込用紙の請求

配布場所	市民情報プラザ（市役所1階）・大阪市平野区役所総務課（区役所5階51番窓口）
郵送で請求する場合	<p>封筒の表に「臨時的任用職員（事務職員）採用申込」と朱書し、角形2号の返信用封筒（A4判のノートが入る大きさ・180円〔速達の場合は480円〕貼付・郵便番号とあて先を明記）を同封し、大阪市平野区役所総務課あて請求してください。</p> <p>ただし、令和8年3月20日（金曜日）以降の消印のものについては、事務手続き上、申込期日までに届かない場合があります。</p>

## 10 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより成績をお知らせします。

試験不合格者の得点（筆記・口述）及び順位については、令和8年4月3日（金曜日）から令和8年4月9日（木曜日）の間で（平日午前9時00分～午後0時15分、午後1時00分～午後5時30分）、大阪市平野区役所総務課内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類（顔写真の添付のあるもの：運転免許証、パスポート又は学生証等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

## 11 備考

- ① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ③ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

### \*この試験についての問い合わせは

大阪市平野区役所総務課（担当：中濱 中原）

〒547-8580

大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 平野区役所5階51番窓口

電話 06-4302-9625

（ 最寄り駅：大阪メトロ「平野」駅  
（7番出口から西へ徒歩5分） ）

### （参 考）

地方公務員法（抜粋）

〔欠格条項〕

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者